

名古屋市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年8月25日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡辺義郎

名古屋市選挙管理委員会規程第2号

名古屋市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「委員長及び委員に異動があったとき、委員長は、直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。」の次に「ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。」を加える。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。